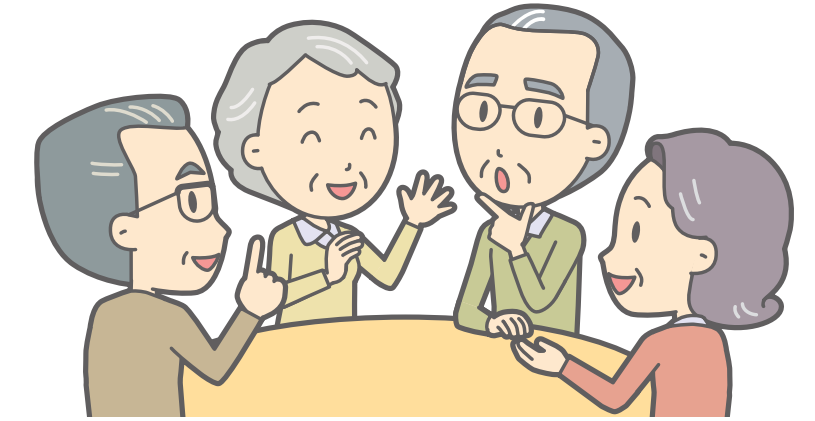


# 宇治市のかいごほけんだより

2021年4月 No.39  
発行 宇治市介護保険課  
〒611-8501宇治市宇治琵琶33  
電話番号 22-3141(代)  
URL http://www.city.uji.kyoto.jp

健康長寿日本一

の実現を目指して



## 宇治市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました

**【最終目標】すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいをもって、安心して暮らすことのできる地域社会**

平成30年3月に策定した宇治市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の見直しを行い、令和3年4月から新たな計画がスタートしました。本計画(令和3~5年度)では、これまでの取組から継続している課題や、現在直面している課題などを踏まえるとともに、中・長期的な視点に立ち、令和7年(2025年)を見据えた「宇治方式地域包括ケアシステム」の推進を目指します。

### 令和7年(2025年)・令和22年(2040年)を見据えて

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、今後も高齢化が一層進む中で、高齢者の経験を活かし活躍できる場や仕組みづくりに努め、高齢者が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現が一層重要となります。

この実現のためには、まず、心身ともに健康であることが重要であり、健康づくり、介護予防、生きがいづくりや認知症に関する施策に力を入れつつ、高齢者の主体的な参画のもと、それぞれの活動や取組が有機的に関わり、その効果を発揮できるように様々な支援を行っていきます。

また、支援が必要となっても、高齢者の尊厳が守られ、高齢者がその人らしく生活することができるよう、国が提唱する医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携し一体的に提供していく仕組みに、社会参画、生きがいを加えた「宇治方式地域包括ケアシステム」の推進を図っていきます。

そのためには、高齢者だけでなく地域のあらゆる住民も役割を持ち、支え合いながら、活躍できる地域共生社会の実現に努めることが重要であり、公的な支援だけでなく、保健・医療・福祉などの関係機関や団体とも連携した地域のネットワークの強化を進めていきます。

### 基本理念

#### 1 ふれあいと支え合いのまちづくり

【目標】高齢者がその人らしく地域において住民同士の支え合いや助け合いによって暮らすことができる

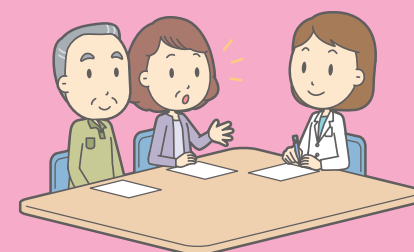
#### 2 自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまちづくり

【目標】高齢になっても、介護予防に取り組み、自分らしく健康で生きがいをもって暮らすことができる

#### 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

【目標】介護が必要な状態になっても、医療と介護の連携のうえ必要なサービスを適切に利用して、最期まで住み慣れた地域で安心して暮らすことができる

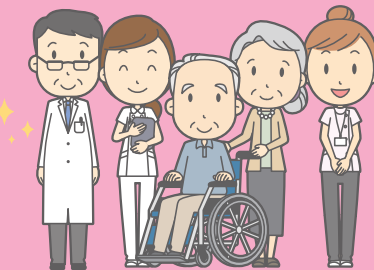
### 令和7年(2025年)の本市の目指すべき姿



スポーツで体を動かすなどの健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むとともに、介護予防教室等に通い、健やかに充実した生活を送っています。

予防

介護

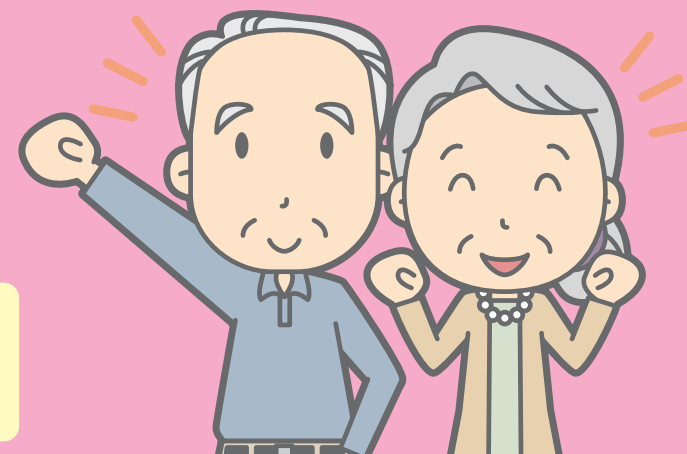


介護が必要になっても医療を含めた様々なサービスを利用しながら安心して快適な生活を送っています。

身近なところに相談窓口があり、自分に合った必要なサービスや支援(生活支援・見守り)を受けています。

生活支援

医療



様々な社会参加を通じて、地域社会の一員として互いに支え合い、助け合って暮らしています。

それぞれの生活様式に合った住まい方で、住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

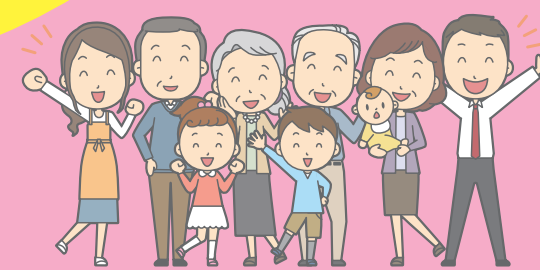
社会参画

住まい

生きがい

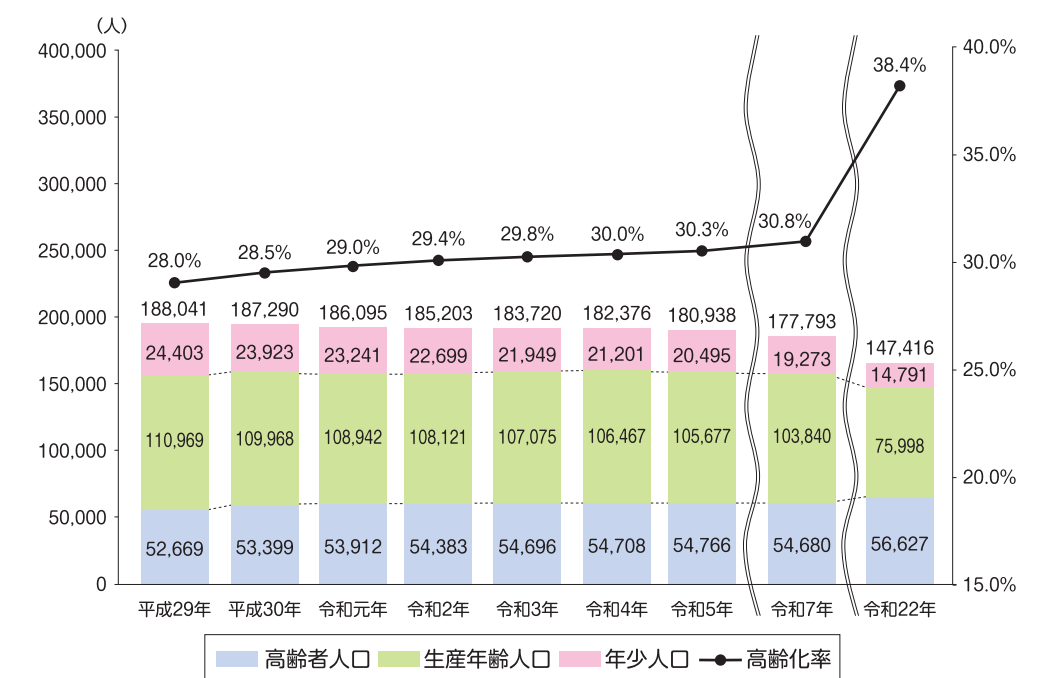
高齢者一人ひとりが、尊厳を保ちその人らしく自立した生活を送っています。

今までの知識や経験を活かして生きがいを持った生活を送っています。



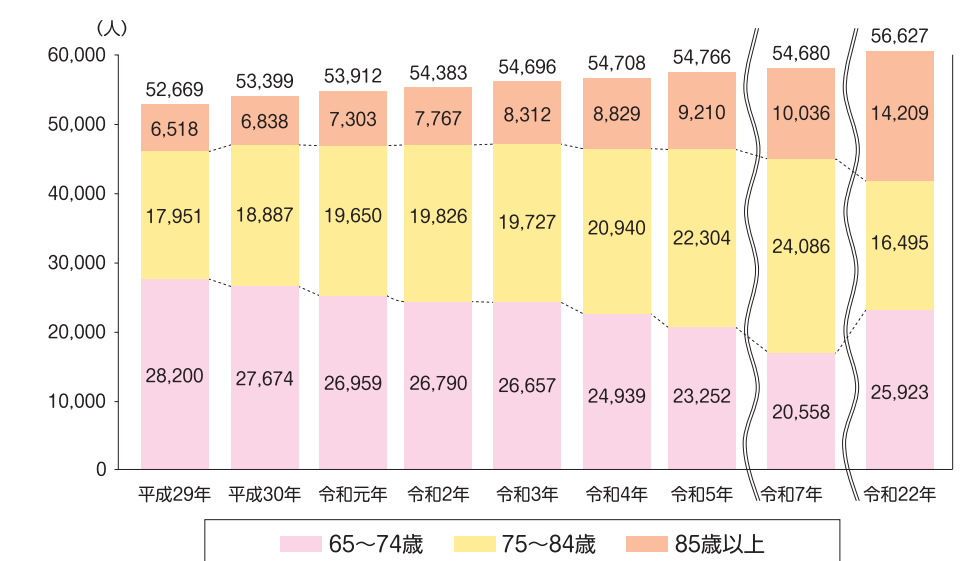
宇治方式地域包括ケアシステムの実現

### 総人口の推移



本市の総人口は、年々減少し、令和2年は185,203人となっています。人口構成別でみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にある一方、高齢者人口は増加傾向にあります。令和2年の高齢化率は29.4%で、平成29年から1.4ポイント増加し、今後も上昇していく見込みです。

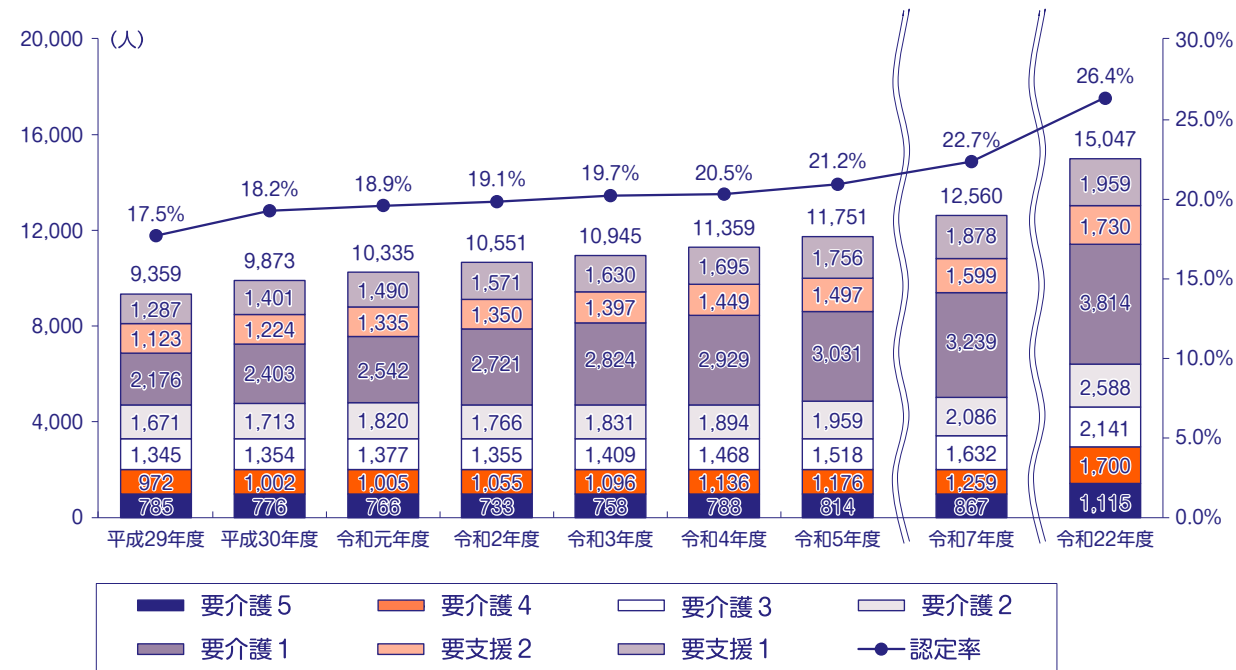
### 高齢者人口の推移



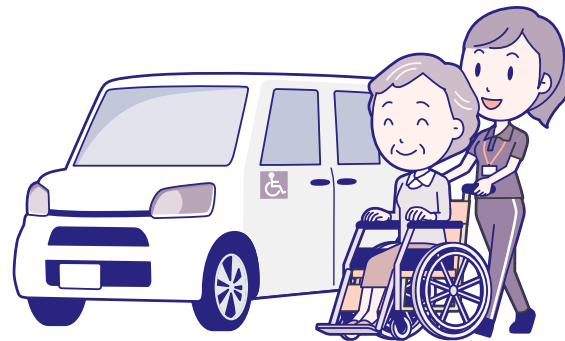
本市の高齢者人口は、65~74歳は減少傾向がしばらく続くと予想されます。75~84歳は今後も徐々に増加し、令和7年(2025年)には65~74歳の高齢者数を上回る見込みです。85歳以上の高齢者は今後令和22年(2040年)にかけて増加していく見込みです。



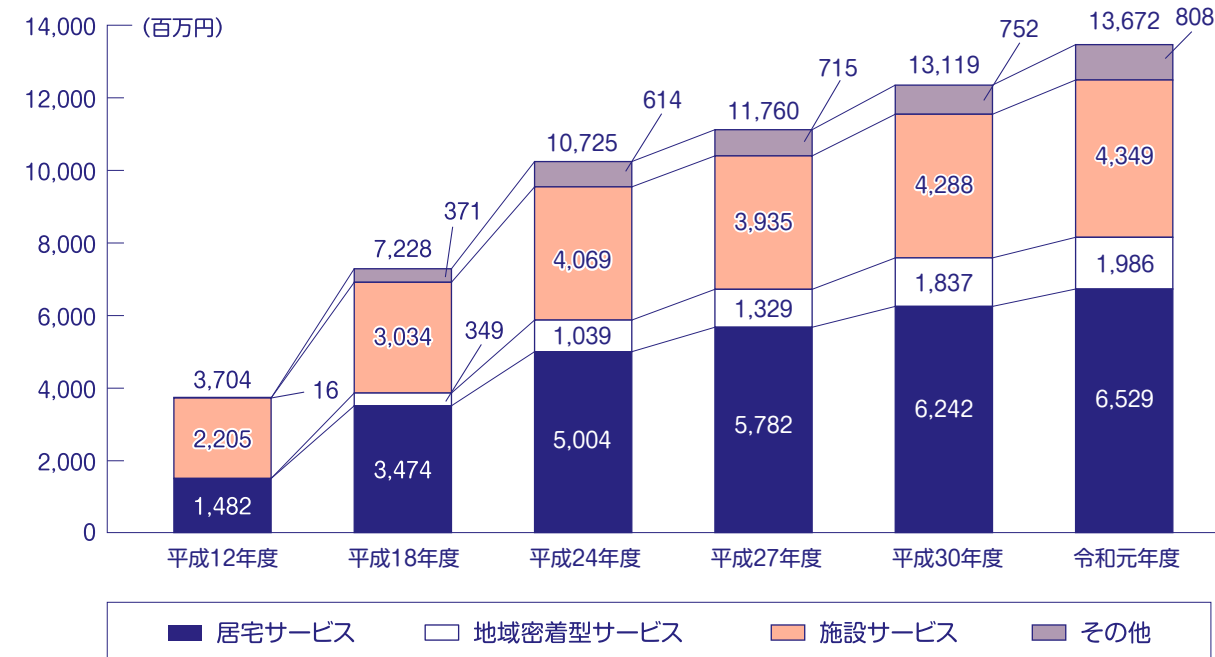
## 要介護・要支援認定者数の推移



要介護・要支援認定者数は年々増加しており、令和2年度で10,551人となっています。  
令和22年度(2040年度)には、85歳以上の高齢者人口の増加に伴い、15,047人になる見込みです。



## 保険給付費の推移



保険給付費の総額は、年々増加を続けており、介護保険制度が創設された平成12年度に比べると、令和元年度は約3.7倍の137億円になっています。



## 介護保険制度の主な改正点 令和3年度については、主に以下の改正が行われます。

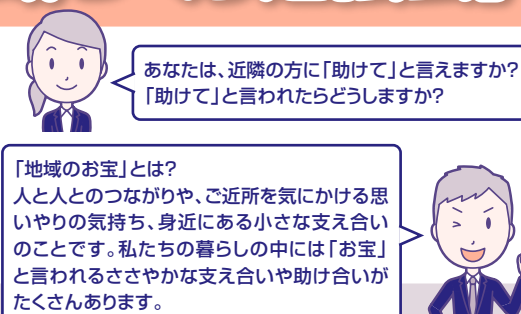
### 令和3年8月から

- 高額介護サービス費の一部の限度額が変更となります。
  - 施設利用者のうち一部の低所得者が受けられる食費・居住費の助成(負担限度額認定)の適用条件や限度額が変更となります。
- ※詳しい内容は今後の「宇治市のかいごほけんだより」または「宇治市政だより」に掲載します。

## 生活支援コーディネーターと学ぶ「気にかける地域づくり勉強会」

※各地域に生活支援コーディネーターがお伺いします！

地域での会合などで30分程度のお時間をください。生活支援コーディネーターがお伺いします。  
～「このまちに住んでいて良かった」と思える地域を皆さんの手で～  
困ったときに、「助けて」と言える、そんな地域を生活支援コーディネーターと一緒に作りませんか？  
いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域を目指して生活支援コーディネーターと共に「お宝」を発掘しながら「気にかける地域づくり」について考えていきませんか？



### 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)とは？

生活支援コーディネーターは、身近な場所での支え合いや通いの場などの活動の立ち上げや運営についてサポートしています。地域の会合などに出向き、住民の皆さんによる自主的な活動(地域の支え合い活動やサロン活動など)の紹介やアドバイスなど、地域にある様々な支え合い活動を活性化する役割を担っています。生活支援コーディネーターは、宇治市福祉サービス公社と宇治市社会福祉協議会に配置されています。

## 令和3年4月からの第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料が決定しました

### ●第8期(令和3～5年度)の介護保険料

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第1段階	●市民税非課税世帯で、 本人：非課税 世帯：非課税	0.25	17,010円
第2段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.35	23,820円
第3段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.65	44,220円
第4段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.80	54,430円
第5段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額(※5)	68,030円
第6段階	●合計所得金額が125万円以下	1.10	74,840円
第7段階	●合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.30	88,440円
第8段階	●合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	112,250円
第9段階	●合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	132,660円
第10段階	●合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10	142,870円
第11段階	●合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25	153,070円
第12段階	●合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40	163,280円
第13段階	●合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55	173,480円
第14段階	●合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70	183,690円
第15段階	●合計所得金額が1,000万円以上	2.95	200,690円

介護保険事業計画は、介護保険法にもとづき3年ごとに見直しを行います。今回、令和3～5年度の介護保険サービス量の推計を行い、第1号被保険者(65歳以上の人)の新しい介護保険料を左表のとおり設定しました。  
第8期計画においては、主に次の方策により介護保険料の設定を行いました。  
●介護給付費準備基金の取り崩し…取り崩すことで、介護保険料の上昇を抑制しました。  
●低所得者への保険料軽減…◎国の標準的な割合より低い割合に引き下げ、負担軽減を行いました。  
◎保険給付費及び地域支援事業費の50%とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料軽減を行う仕組みを第7期計画に引き続き設けました。  
●市民税課税者層の多段階化…第7期計画での多段階設定を継続し、所得に見合った割合にすることで負担感の軽減を図りました。

- ※1：老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
- ※2：公的年金等収入額…国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
- ※3：合計所得金額…純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額(うち給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合には、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除)、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
- ※4：その他の合計所得金額…上記※3の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額。
- ※5：基準額…各保険料段階において保険料を決める基準となる金額。

## 市役所職員をかたった還付金詐欺にご注意ください

電話で、金融機関の情報を聞き出したり、金融機関のATM(現金自動預払機)に誘い出したりして、携帯電話で振込操作を指示し、犯人の口座に現金を振り込ませる「還付金詐欺」が多発しています。市役所からは次のような電話はかけません。絶対にだまされないようにしてください。

少しでも不審に思ったら、介護保険課や家族、宇治警察署(電話:0774-21-0110)へご相談ください。

### 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などの専門職が連携して、65歳以上の高齢者の支援を行います。

- 健康・介護・福祉などの相談に対応します
- 介護予防や健康づくりを支援します
- 高齢者の権利を守る活動をしています(高齢者虐待や成年後見制度のことなど)
- 高齢者が暮らしやすい地域をめざしています

### まずはお気軽にご相談を

- 相談日時 月～土曜日、午前9時～午後5時(祝日・年末年始除く)
  - 相談窓口 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
  - 費用 無料
- ※高齢者虐待の通報のみ、時間外及び日曜・祝日・年末年始も受け付けています。  
※市内を東宇治北、東宇治南、南部・三室戸、中宇治、横島、北宇治、西宇治、南宇治の8つの地域にわたって担当しています。担当センターについては、市長寿生きがい課へお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。